

福井県立大学小浜キャンパス交流センター 空冷ヒートポンプチラー圧縮機他更新工事

図面番号	図面名 称	縮 尺
01/06	表紙・図面リスト	—
02/06	機械設備工事特記仕様書（その1）	—
03/06	機械設備工事特記仕様書（その2）	—
04/06	案内図・配置図	1/ 500
05/06	屋上機器配置平面図	1/ 30
06/06	圧縮機分解図・部品図	—

令和 2年 7月
公立大学法人 福井県立大学

京福コンサルタント株式会社 福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (070) 56-2345 一級建築士事務所 福井県知事登録い-871号 一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝	令和 2 年 3 月	工 事 名 称	縮 尺	図面番号
		福井県立大学小浜キャンパス交流センター 空冷ヒートポンプチラー圧縮機他更新工事		
		図 面 名 称		
		配置図・案内図		

機械設備工事特記仕様書

(H29.5改訂)

I. 工事概要

1. 工事場所 福井県小浜市学園町1-1

2. 建物概要

棟名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A: 交流センター	R.C.					
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

棟別および屋外 工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
空気調和設備	○	○	○	○	
換気設備	○	○	○	○	
排煙設備	○	○	○	○	
自動制御設備	○	○	○	○	
衛生器具設備	●	●	○	○	
給水設備	●	●	○	○	○
排水設備	●	●	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	
消火設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
淨化槽設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	
撤去工事	○	○	○	○	○

4. 別契約の間連工事

○建築関係工事 ()

○電気関係工事 ()

○空調関係工事 () ○給排水関係工事 () ○その他工事 ()

5. 工期

別に示す公告等による。

(但し、下記に指定する部分の工事については平成 年 月 日完成)

指定部分

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房工務課部の仕様書等による。
「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(平成28年版)」(以下、「標準図」という。)
- 工事種目に電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
- 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

2. 特記仕様

1) 項目および特記事項は、 ●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

- | 章 | 項目 | 特記事項 |
|------|-------------|--|
| 一般事項 | ●施工条件 | 現場説明書による。 |
| | ●事務処理 | 福井県常務工事監督事務処理要領(福井県土木部建築住宅課営業室)による。 |
| | ●近接工事の間接費等 | 密接に開発のある同一工事区の内に施工工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工の調整について
業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。 |
| | ●施工計画書 | 標準仕様書第1編第2節1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 |
| | ●施工体制の確保 | 建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。
(1) 提出書類
1 施工体制台帳および施工体系図の写し
2 施工担当技術者台帳の写し
監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。
3 工事申請・下請關係者名提出書
該当なき場合はその旨を記入し提出する。
(2) 工事実績情報の登録(工事請負金額が500万円以上の工事)
工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録完了後は「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。
(3) 名札の使用
監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載され名札を差用する。 |
| | ●官公署その他への手続 | 工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3または改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。 |
| | ●主任技術者等の資格 | ※別に示す公告等による ○管工事施工管理技士(O1級) ○O2級 ○技術士() |
| | ●技能士(1級)の適用 | 下記の職種について、●印の付いたものは適用とし、それ以外については適用するよう努める。
○配管(配管工事) ○建築金具(ダクト製作および取付け)
○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍空調機器施工(冷凍空調機器の据付および整備)
() |
| | ●下請負人の選定 | 下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。
ただし、あらかじめ書面による承認を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事請負下請賃借契約要領第7条) |
| | ●公共事業労務費調査 | 公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期超過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力をを行う。 |

●工事用資材の選定

- 工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
また、設備機材等の製造者は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
(1)品質および性能に関する試験データが整備されていること。
(2)生産施設および品質の管理が適切に行われていること。
(3)安定的な供給が可能であること。
(4)法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。
(5)製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
(6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。

●機材等の検査・試験

標準仕様書または改修標準仕様書による。

●工事検査・技術検査

監督職員の指示による。

●工事成績評定の対象

(工事成績評定要領 第2条)

※該負金額250万円以上の場合、評定する。○250万円未満の場合、評定しない。

○評定しない(○応急工事 ○取扱解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事

○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバーホール含む) ○その他)

●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。

(1)合板、木質パネリング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード等、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

(2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(3)接着剤は可塑剤(フタル酸ジ- n -ブチル及びフタル酸ジ- 2 -エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。

(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

なお、ホルムアルデヒドを放散させないものは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。

該当する建築材料

ホルムアルデヒドの放散量

規制対象外

① JIS および JAS のF☆☆☆規格品

② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種

及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料

③ 建築基準法施行令第20条の7第1項による国土交通大臣認定品

第三種

① JIS および JAS のF☆☆☆規格品

② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド及ぶ発散建築材料

③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

●室内空気中の化学物質の濃度測定

※24時間測定 ○() 時間測定 延べ()箇所

(1) 测定対象室および各室測定箇所 ※図示 ○()

(2) 测定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン)、ラバージクロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン)

測定はバッキン型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。

●電気工作物の種類

※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物

●電気保安技術者

標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。

●品質管理

標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。

●施工中の安全確保

施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5による。

●火災の取り扱い

改修標準仕様書第1編1.3.6による。

●施工調査

施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1による。

事前調査の内容は次による。

調査項目：改修工事および同工事における同工事の施工方法等の確認による影響がおよぶ範囲

調査範囲：本工事と取り合いのある範囲および同工事の施工により影響がおよぶ範囲

調査方法：スケール・レベル・目視による。監督職員との協議による

●地中埋設物等

標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。

施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験機器を監督職員と協議する。

●非破壊調査

はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。

施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行ふ。

放射線透過検査については、監督職員の指示による。

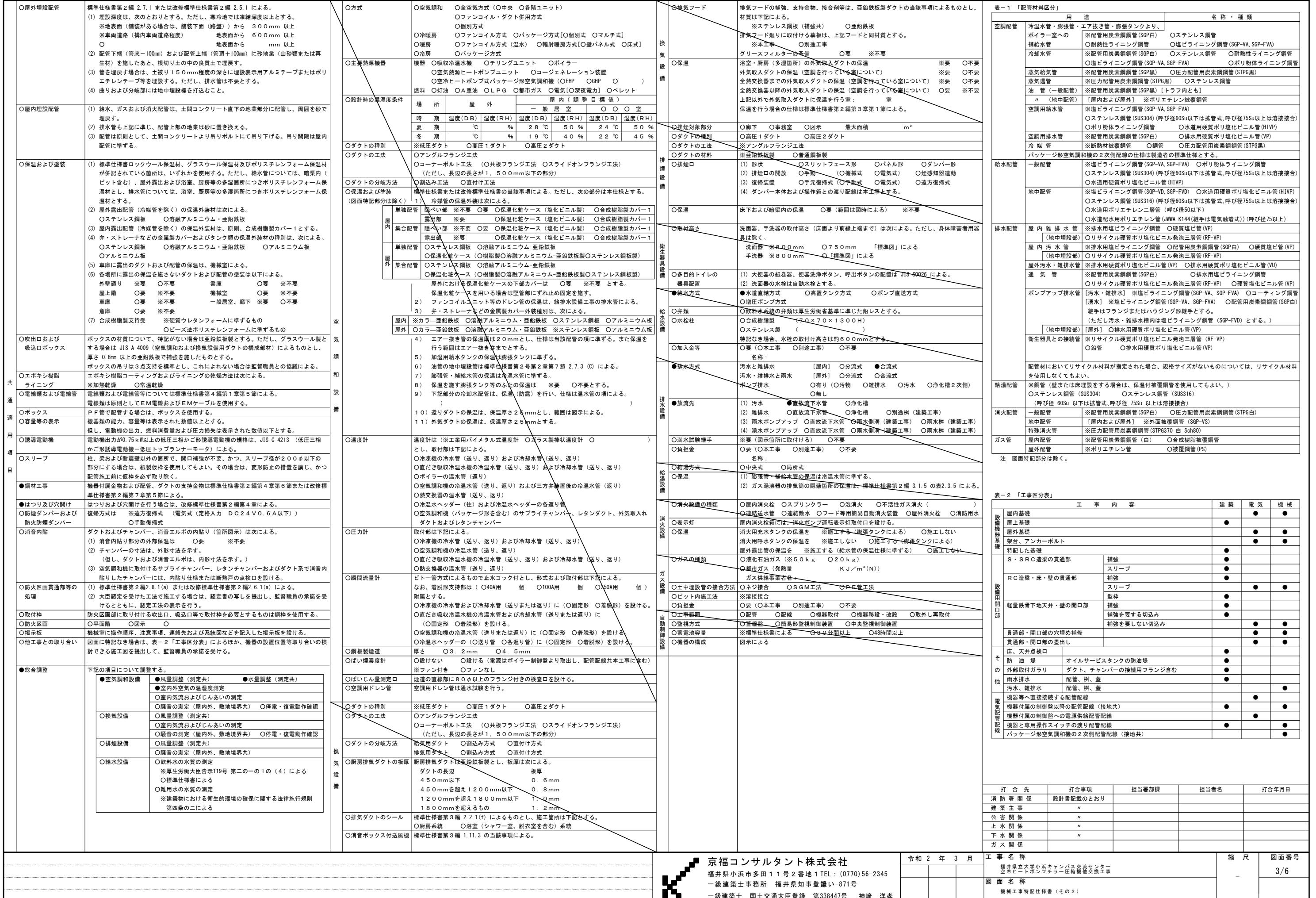
○工法等の提案

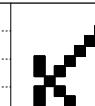
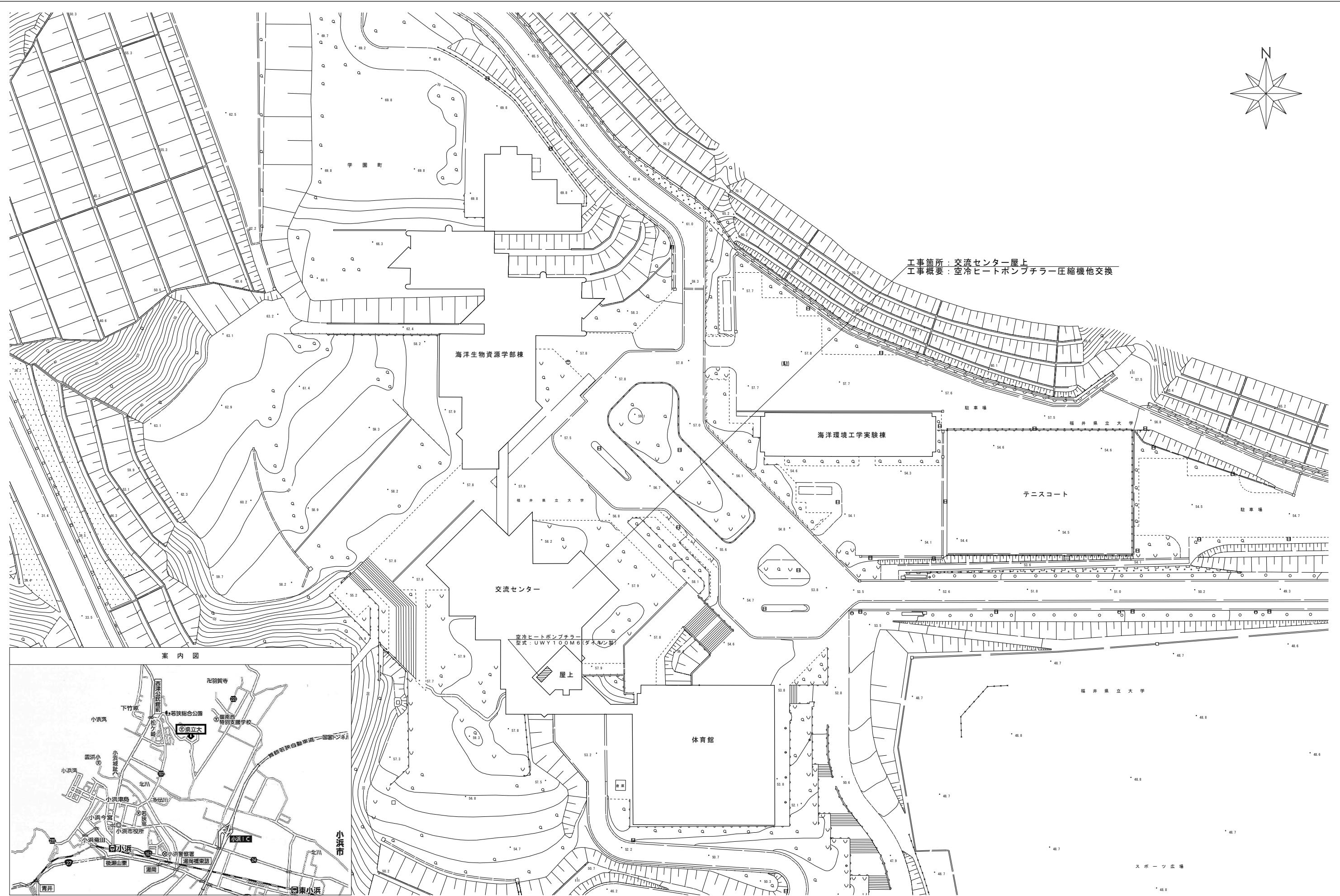
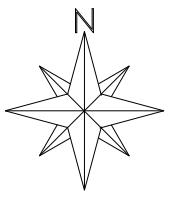
工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.7または改修標準仕様書第1編1.6.8による。

●工事用電力・水・その他

(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない

(2) 本電源受電、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない





京福コンサルタント株式会社

福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345

一級建築士事務所 福井県知事登録い-871号

一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝

令和2年3月

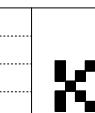
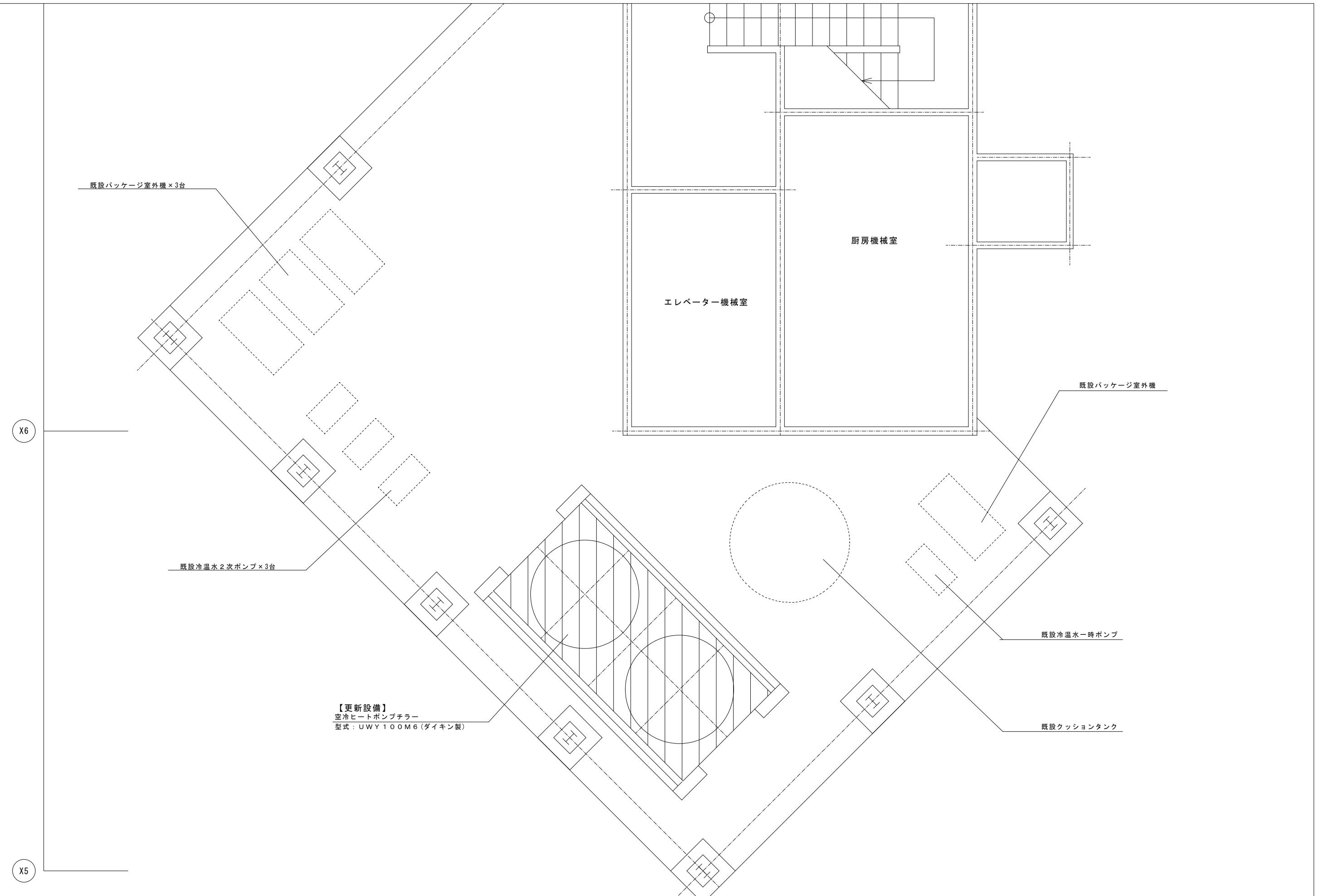
工事名称
福井県立大学小浜キャンパス交流センター
空冷ヒートポンプチラー圧縮機他更新工事

縮尺
1/500

図面名稱

案内図・配置図

図面番号
4/6



京福コンサルタント株式会社
福井県小浜市多田11号2番地1 TEL: (0770) 56-2345
一級建築士事務所 福井県知事登録い-871号
一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝

令和2年3月

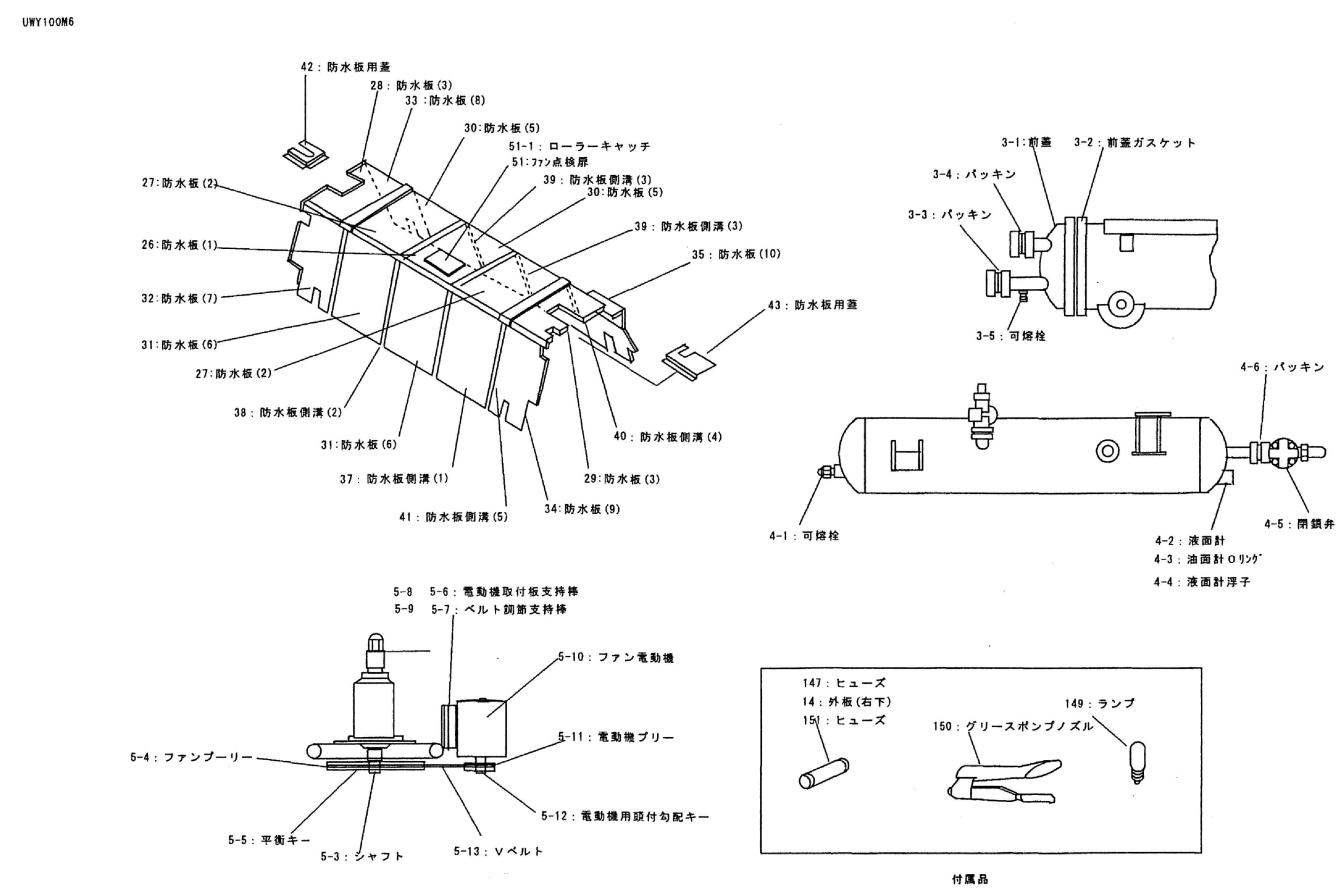
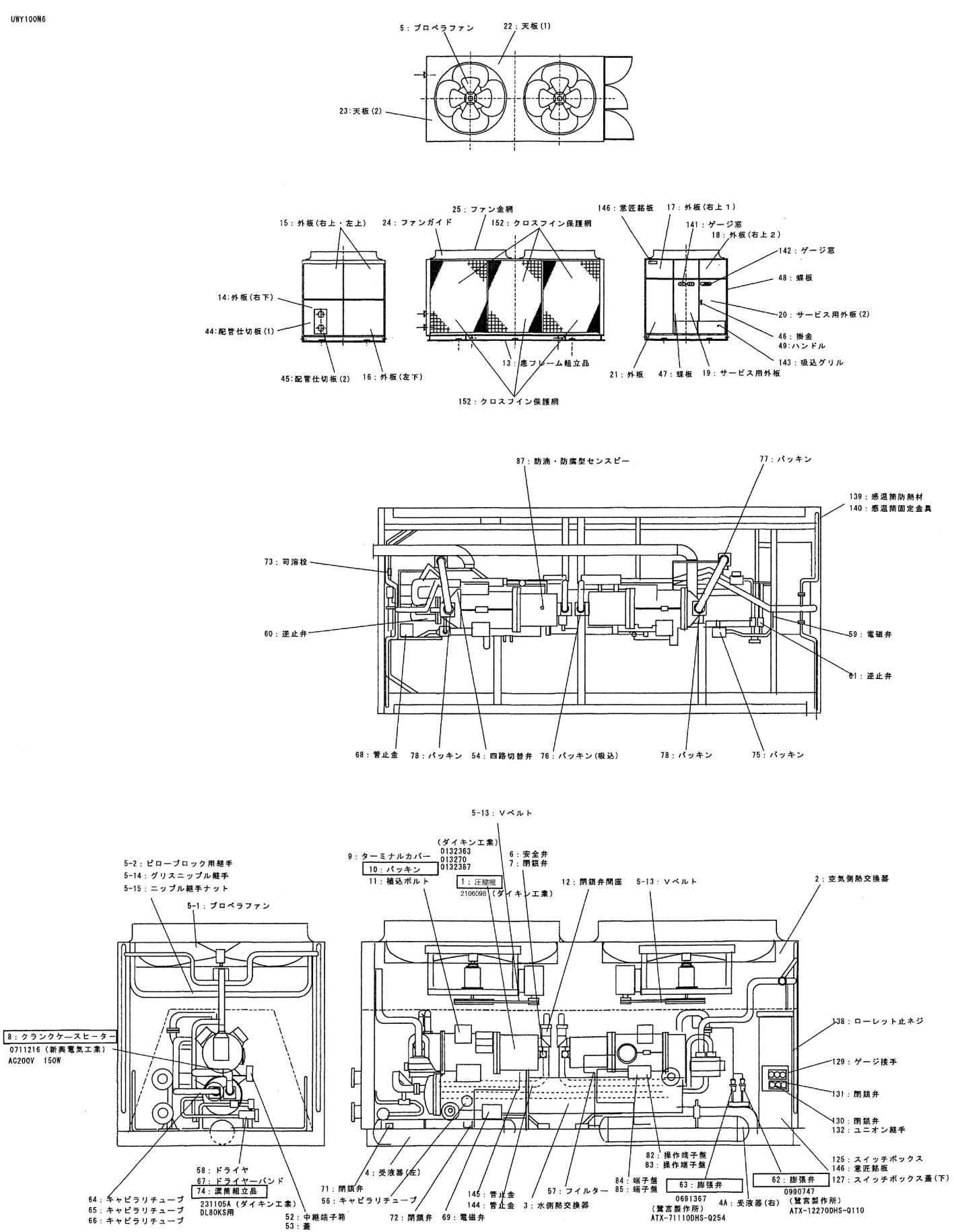
工事名称

福井県立大学小浜キャンパス交流センター
空冷ヒートポンプチラー圧縮機他更新工事

図面名稱

屋上機器配置平面図

縮尺 1/500
図面番号 5/6



京福コンサルタント株式会社

福井県小浜市多田11号2番地 TEL: (0770) 56-2345

福井県小浜市多田1丁号2番地 TEL: (0770) 3-871号

一級建築士　国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝

令和2年3月	工事名称 福井県立大学小浜キャンパス交流センター 空冷ヒートポンプチラー圧縮機他更新工事	縮尺 -	図面番号 6/6
	図面名称 圧縮機分解図・部品図		